

環大規 235 号
昭和 62 年 11 月 06 日

各都道府県知事・政令市市長殿

環境庁大気保全局長

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行等について

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(昭和 62 年政令規 361 号。以下「改正政令」という。))が、昭和 62 年 10 月 30 日付けをもつて公布され、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和 62 年総理府令第 53 号。以下「改正府令」という。)、昭和 56 年 9 月環境庁告示第 82 号及び昭和 56 年 9 月環境庁告示第 83 号を改正する環境庁告示(昭和 62 年 11 月環境庁告示第 63 号及び昭和 62 年 11 月環境庁告示第 64 号。以下「改正告示」という。))が、昭和 62 年 11 月 6 日付けをもつて公布され、昭和 63 年 2 月 1 日から施行することとされたが、その改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、法令の施行に遺憾なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

ガスタービン、ディーゼル機関は、ボイラー等のばい煙発生施設と比較し、窒素酸化物等のばい煙排出量が同等以上であるものの、これまで大気汚染防止法の規制対象となっていなかった。しかしながら、これら施設は、コージェネレーションシステム(熱電併給施設)、産業用自家発電、コンバインドサイクル式の発電施設等として今後とも更に増加することが考えられる。このような状況に対応し、大気中の二酸化窒素、浮遊粒子状物質等に対する対策の推進に資することをねらいとして、近年のこれら施設に関するばい煙低減技術の進歩と実情をも踏まえ、実施したものであること。

第 2 改正の内容

1 改正政令の内容

- (1) ガスタービン及びディーゼル機関を大気汚染防止法施行令(昭和 43 年政令第 329 号。以下「令」という。)別表第 1 に加えることとしたこと。規模要件は、ボイラー等のばい煙発生施設で、燃料使用量重油換算 501/h 以上のものが対象施設となっていることを考慮して、ガスタービン、ディーゼル機関においても燃料使用量重油換算 501/h 以上のものを対象としたこと。(改正政令本則)

- (2) 改正政令の施行日は、昭和 63 年 2 月 1 日とすること。改正後の令別表第 1 の 29 の項に掲げるガスタービン及び同表の 30 の項に掲げるディーゼル機関（以下「今回追加施設」という。）であつて、改正政令の施行日以後に設置の工事が着手されるもの（以下「新設施設」という。）に対しては、施行の日から改正政令が適用されるものであること。（改正政令附則第 1 項）
- (3) 今回追加施設であつて、改正政令の施行日前に設置の工事が着手されたもの（以下「既設施設」という。）に対する改正政令の適用については、その設置者に大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づく届出の義務について周知を図ること等に相当の期間を要すると考えられることから、昭和 65 年 2 月 1 日からとすることとしたこと。（改正政令附則第 2 項）

2 改正府令の内容

(1) ばいじん

① 一般排出基準

一般排出基準は、全国一律の施設単位の排出基準であることにかんがみ、全国の施設の排出実態等を踏まえ、現状の通常のばいじんの排出防除技術を採用すること等により達成される水準とした。

② 特別排出基準

特別排出基準は、大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号。以下「規則」という。）別表第 5 に掲げる区域に新たに設置されるばい煙発生施設に適用されるものであり、施設の排出実態等を踏まえ、原則として、現在の高度のレベルのばいじんの排出防除技術を導入すること等により達成される水準としたこと。

(2) 窒素酸化物

窒素酸化物の排出基準は、全国一律の施設単位の排出基準であることにかんがみ、全国の施設の排出実態等を踏まえ、現状において適用し得る窒素酸化物に係る燃焼改善技術を採用すること等により達成される水準としたこと。

(3) 標準酸素濃度

ばいじん及び窒素酸化物の排出基準に係る標準酸素濃度については、全国の施設における排出ガス中の酸素濃度の実態を踏まえ、設定したこと。

(4) 届出様式の変更

今回追加施設にあつては、今回改正前のばい煙発生施設とは異なり、「非常用」の施設があることを考慮して、届出様式において「常用」又は「非常用」

の別を明記することとしたこと。また、今回追加施設に係る施設規模の記載に関する所要の様式の変更を行ったこと。

(5) 施行期日及び経過措置

- ① 改正府令は、昭和 63 年 2 月 1 日から施行することとしたこと。(改正府令附則第 1 項)
- ② 改正府令附則第 2 項に規定する非常用施設(以下「非常用施設」という。)については、事業者における排出基準遵守に対する対応体制が現状では十分ではないこと等から、規則第 3 条～第 5 条の排出基準、規則第 7 条の特別排出基準、規則第 7 条の 2 の特定工場等に係る規模の基準並びに規則第 7 条の 3 及び第 7 条の 4 の総量規制基準に係る規定の適用を、当分の間、猶予することとしたこと。(改正府令附則第 2 項～第 4 項)したがって、非常用施設については、総量削減計画の総量に含まれないものであること。
- ③ 法第 5 条の 2 の規定に基づく総量規制基準は、今回追加施設についても適用されるが、同条第 3 項の規定に基づく特別の総量規制基準の適用については、規則第 7 条の 3 第 3 項及び第 7 条の 4 第 3 項中「都道府県知事が定める日」とあるのは「昭和 63 年 1 月 31 日」としたので、既設施設は、都道府県知事が定める日以後に設置されたものであつても、既存のばい煙発生施設として取り扱うものであること。(改正府令附則第 5 項)
- ④ 既設施設の内排出ガス量が 1 万 Nm³/h 未満のものについては、施設の設置状況から対策を短期間で講ずることが困難であることを考慮して、当分の間、規則第 3 条の排出基準の適用を猶予することとしたこと。(改正府令附則第 6 項)これら施設については、今後ともその排出実態の把握、対策の進捗状況の把握等に努めて行くこととしていること。
- ⑤ 既設施設については、当面は、規則第 4 条及び第 5 条の排出基準の適用を猶予することとし、ばい煙排出実態を把握するとともに、個々の施設における窒素酸化物、ばいじん対策に係る技術的対応可能性等の把握に努め、全国の各施設における対策の目途がついた段階で排出基準を設定することとしたこと。ただし、規則第 3 条の排出基準に係る規定は、昭和 66 年 2 月 1 日より適用することとしたこと。(改正府令附則第 7 及び第 8 項)
- ⑥ 新設施設のうち、小規模のガス専焼ガスタービン(排出ガス量 4 万 5 千 Nm³/h 未満のものに限る。)については、直ちに窒素酸化物に係る改正後の排出基準に対応することが困難であることを考慮して、特に昭和 64 年 7 月 31 日までに設置される施設(設置の工事に着手されているものを含む。以下⑦及び⑧において同じ。)に適用される窒素酸化物に係る排出基準値を別に定めたこと。(改正府令附則第 9 項)
- ⑦ 新設施設のうち、液体燃焼ガスタービンについては、短期間に窒素酸化物に係る改正後の排出基準に対応することが困難であることを考慮して、特に

昭和 66 年 1 月 31 日までに設置される施設に適用される窒素酸化物に係る排出基準値を別に定めたこと。また、小規模の液体燃焼ガスタービン(排出ガス量 4 万 5 千 Nm³/h 未満のものに限る。)については、更に、昭和 64 年 7 月 31 日までに設置される施設に適用される窒素酸化物に係る排出基準値を別に定めたこと。(改政府令附則第 10 項及び第 11 項)

- ⑧ 新設施設のうち、シリンダー内径 400mm 以上のディーゼル機関については、短期間に窒素酸化物に係る改正排出基準に対応することが困難であることを考慮して以下のとおりとしたこと。
- i) 昭和 66 年 2 月 1 日から中間目標としての排出基準値を適用することとし、それまでの間に設置される施設に適用される排出基準値を別に段階的に定めた。(改政府令附則第 12 項)
 - ii) なお、改政府令本則排出基準の適用については、ディーゼル機関に係る今後の対策技術の進捗状況を評価し、技術的に実用に供することが可能と判断された後、適切な時期に実施することとする。

3 改正告示の内容

- ① 法第 5 条の 2 の規定に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準の適用に当たっては、今回追加施設の単位燃料使用量当たりの窒素酸化物排出量が、重油専焼ボイラーに比較して著しく大きいことを考慮して、昭和 56 年 9 月環境庁告示第 82 号別表第 3 に今回追加施設に係る係数を追加することとしたこと。
- ② 規則第 7 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる窒素酸化物の量として総量規制基準を定めるときは、同条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項第 2 号に掲げる式の C 及び C_i の値は、昭和 56 年 9 月環境庁告示第 83 号に定める方法により、都道府県知事がばい煙発生施設の種類ごとに定めるものとしているが、今回追加施設に係る C 及び C_i の値の設定方法として、同告示別表に今回追加施設に係る施設係数を追加することとしたこと。

第 3 その他留意すべき事項

- 1 非常用施設とは、今回追加施設のうち、停電時、災害時及び事故時に専ら用いられるものとし、届出の受理に当たっては、施設の運用方法を確認の上、常用又は非常用の区分についての指導に厳正を期すこと。
なお、非常用としての届出を変更せずに、常用稼働した場合は、変更届出の無届に該当すること。
おつて、非常用施設に係る運用上の留意事項の詳細については、別途、通知することとしていること。
- 2 シリンダー内径 400mm 以上のディーゼル機関については、第 2 の 2(5)⑧のとおりとしているが、排出ガス量 4 万 Nm³/h 未満の施設では、シリンダー内径 400mm

未満の機関を採用し得ることを考慮し、ばい煙発生源の立地状況、当該機関の設置上の制約等を勘案した上で可能なかぎりより低公害の施設を導入するよう事業者を指導すること。

3 今回追加施設についても、必要に応じ上乘せ基準を定めるものとするが、今回設定した窒素酸化物に係る排出基準値は、現状において適用可能と考えられる高度の燃焼改善技術により達成し得る排出レベルとしたものであることにかんがみ、地方公共団体においては、今回の基準設定の趣旨を踏まえ、地域の環境基準達成状況を十分に勘案しつつ適切に対処すること。

4 (削 除)

5 今回追加施設のうち、非常用施設であつて、公共性の高い用途に用いられる施設及び非常用の建築設備については、法の運用に当たつて当該施設に係る業務が円滑に実施されるよう十分配慮すること。